

● 4月26日（月）からの業務時間変更のお知らせ

東京都等に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されたことや変異型ウイルスが急速に拡大していることを踏まえ、当協会の業務体制について下記のとおりといたします。

【 4月26日以降、緊急事態宣言が解除されるまで 】

業務時間 : 午前10時～午後4時（土日祝日除く）

※ 4月30日（金）は閉所

日本医療保険事務協会では、感染防止の対応として、職員の時短勤務を実施します。電話のお問い合わせに直ちに対応できない場合もございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月26日

公益財団法人 日本医療保険事務協会